

光地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに
公布する。

令和5年11月16日

光地区消防組合

管理者 市川 熙

光地区消防組合条例第5号

光地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年光市条例第40号）の規定の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。